

富山、昭 48 不 5、昭 49. 10. 1

命 令 書

申 立 人 全国金属労働組合富山地方本部

被申立人 中外電気工業株式会社

主 文

- 1 被申立人は、本命令交付の日から 15 日以内に下記の誓約文を申立人組合に手交し、同誓約文を縦 1.5m 横 2 m の白色木板にいっぱい墨書し、被申立人富山工場正面入口の従業員に見やすいところに 10 日間掲示すること。

誓 約 書

B₁取締役が、貴支部執行委員長に対し貴組合から脱退するよう示唆したこと、B₂富山工場総務部長が、A₁福光地区労議長に対し貴組合からの脱退を依頼したこと、B₃富山工場労務部長が、A₂に対し就業規則の暗記を命じ、また朝礼において貴支部組合員に対し刺激するような言辞を繰り返して嫌がらせをしたこと及びB₄富山工場長が、守衛に命じ貴支部組合員の勤務状況をフラッシュ撮影させて嫌がらせをしたことは、貴組合に対する支配介入行為でありました。

また、団交時の賃金カットをめぐる労働協約締結について、中外電工富山工場労働組合と差別取扱いをしました。

今後、このような不当労働行為を繰り返さないことを誓約します。

昭和 年 月 日

中外電気工業株式会社

代表取締役 B₅

全国金属労働組合富山地方本部

執行委員長 A₃ 殿

2 申立人のその余の請求は、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人全国金属労働組合富山地方本部（以下「地本」という。）は、富山県内の金属関連産業に働く労働者の個人加入により昭和36年5月28日結成された単一組織の労働組合で、企業ごとに支部を設け、本件申立当時の組織状況は、13支部、総組合員数約2,200名である。

本件発生の中外電気工業富山工場支部（以下「支部」という。なお「地本」と「支部」を包括して「組合」という。）は、昭和47年7月24日中外電気工業株式会社富山工場（以下「富山工場」という。）の従業員85名で結成された。

(2) 被申立人中外電気工業株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、富山、神奈川、東京及び群馬に工場を置いて、主として電気器具の接点の製造を業とする会社であり、その従業員は約400名である。

2 地本加入に至るまでの経緯

(1) 昭和47年7月以前の労働組合の状況と労働条件

ア 昭和38年7月、会社は、福光町工場誘致条例に基づき富山県西砺波郡福光町坂本に富山工場を設置した。

イ 昭和40年2月3日、中外電気工業労働組合（以下「旧労」という。）が結成され、富山地方同盟に加盟していたが、2年余りで脱退した。

ウ その後、毎年1回役員改選がなされていた程度で、積極的な組合活動はなかった。

エ 当時会社は、福光地区の工場協会の資料を参考にして、同地区の事業所従業員の平均程度の賃金を支給していた。

オ 時間外労働、有給休暇、生理休暇及び労災事故の取扱いについては、従業員の間に不満があった。

(2) 旧労再建への動き

ア 昭和 47 年 7 月 22 日、朝礼において B₆富山工場長（以下「B₆工場長」という。）が、夏季一時金について、前年度並みの 2 ヶ月程度を支払う旨話した。

イ 終業後、従業員約 80 名が、夏季一時金提示額及び労働諸条件を不満として、福光町の八幡宮に集まった。

ウ その後、職場代表者約 10 名が、八幡宮の隣りにある福祉会館に移り、そこへ C₁（以下「C₁」という。）が、福光地区労の役員を呼んで来て相談した結果、7 月 24 日終業後同会館において旧労の再建大会を開くことにした。

(3) 会社の夏季一時金対策

ア 7 月 23 日午前中、B₂富山工場総務部長（以下「B₂部長」という。）は、上記従業員の動きを B₆工場長に電話連絡した。

イ 正午頃、B₆工場長は、B₂部長宅を訪問し相談した結果、班長以上の職制を集めることにした。

ウ 午後 4 時頃から B₂部長宅に集まった者は、B₆工場長、B₂部長、B₇富山工場製造部長（以下「B₇部長」という。）、B₈、C₂、C₃、C₄（以下「C₄」という。）、C₅（以下「C₅」という。）、C₆（以下「C₆」という。）、C₇（以下「C₇」という。）、C₈（以下「C₈」という。）、A₄（以下「A₄」という。）及び C₉（以下「C₉」という。）らであった。

なお、C₄は、当時旧労の執行委員長であり、A₁、C₆、C₇、C₈、A₄及び C₉は、執行委員であった。

エ 席上、B₆工場長及び B₇部長から夏季一時金については上積みを検討するので、旧労の再建を止めさせるよう要請した。

オ 7 月 24 日午前 1 時頃、旧労執行部は、同日始業時から臨時大会を開いて再建への動きを抑えることを決め帰宅した。

(4) 旧労の臨時大会

ア 7月24日、始業時から富山工場の食堂において、旧労の臨時大会が開かれた。

イ 席上、執行部の方から労働組合があるのだから再建を考える前に不満があるなら言って欲しい旨話された。

ウ それに対し、C₁₀（以下「C₁₀」という。）、C₁₁（以下「C₁₁」という。）及びC₁₂（以下「C₁₂」という。）らから、会社と執行部の癒着について責任追及がなされ、執行部は辞任した。

エ その後、役員改選が行なわれ、執行委員長にC₁が、副執行委員長にC₁₀が、選出され、午前中で臨時大会は終わった。

オ 昼の休憩時間にB₆工場長は、富山工場の2階休憩室にC₁を呼び、君も年をとっていることだから積極的な組合活動をしなうに言った。

3 地本加入

(1) 旧労再建大会

ア 7月24日午後6時頃から午前中に行なわれた臨時大会の運営について釈然としなかった従業員約90名が、7月22日の職場代表者の決定通り福社会館に集まった。

イ 開会時、C₁執行委員長が出席していなかったため、再度役員改選が行なわれ、執行委員長にC₁₀が、副執行委員長にA₅（以下「A₅」という。）及びA₆（以下「A₆」という。）が選出された。

ウ その後、再建大会に来ていた地本のA₇書記次長（以下「A₇書記次長」という。）の勧誘と県労協のC₁₃オルグの全国金属労働組合（以下「全金」という。）についての説明があり、その結果、男子17名、女子68名が地本へ加入した。

エ 7月25日、組合は、B₆工場長に対し旧労の組合員が地本に加入した旨通知した。

(2) 一部従業員の動き

ア 7月下旬から8月上旬にかけて、再建大会に出席していなかったA₄、C₁₁及びC₈らが中心となり、第2組合を結成しようとして、湯谷温泉やC₁₂宅に集まり相談をした。

イ 8月5日頃、高岡市の大野屋旅館において、B₅社長（以下「社長」という。）、B₁取締役（以下「B₁取締役」という。）、B₆工場長、B₂部長及びB₇部長（当時本社技術部勤務。以下同じ。）らとC₄、C₅、C₁₁、C₁₂及びC₁らが会合した。

ウ 席上、C₄らが第2組合結成の意向を伝えたところ、社長は、気持はうれしいが、今はひかえて欲しい旨話した。

エ 8月7日、上記の動きを察知した組合は、A₄ほか19名と今後別組織を作るような行為は行なわない旨の確認書を作成した。

オ 昭和48年1月頃、上記A₄ほか約30名の従業員が、地本に加入した。

4 地本脱退決議に至るまでの経緯

(1) 昭和47年夏季一時金交渉の経緯

ア 8月8日、夏季一時金の上積みと付帯事項について、団交が行なわれた。

イ 席上、会社は団交の開始時間の延期を申し入れたこと及び団交に際し不適當な発言があったことなどについて、詫び状を書いた。

ウ 8月9日、団交が行なわれ、夏季一時金の追加要求分については、1人平均30,000円とし、別に生産協力金1人5,000円を支給する旨の協定書を作成した。

(2) 昭和47年年末一時金交渉の経緯

ア 12月2日頃、私用で来県したB₇部長は、年末一時金に対する組合の動向を知ろうとして、A₈支部書記長と会った。

イ 12月5日、団交が行なわれた。

席上、組合は、会社回答128,000円が要求とほど遠く付帯事項についても前進がない。また、上記B₇部長の行為についても許せないとして、翌日午後3時から4時までストライキを行なう旨通告した。

ウ 12月9日、団交が行なわれた。

席上、年末一時金については、1人平均140,000円とする旨の協定書及びB₇部長の介入行為についての謝罪文を作成した。

(3) 昭和48年春闘の経緯

ア 4月上旬、会社は、富山工場の機械設備の一部を神奈川工場へ移動させた。

また、製品の納期遅れに伴う注文キャンセルについて、興信所の信用調査があったこと及び取引先が直接工場へ来て出荷を確保したことがあった。

そのため組合員の間に富山工場の存続について、不安感があった。

イ 4月16日午後9時頃、B₈富山工場製造課長（以下「B₈課長」という。）は、C₁₀宅を訪問したが、C₁₀は不在であった。

ウ 午後10時頃、帰宅してB₈課長の来訪を知ったC₁₀は、B₈課長宅へ行った。

エ B₈課長は、C₁₀に対し会社が賃上げについて上積みをしていない旨話し、そのことについて組合は、どのように考えるか尋ねた。

オ 4月17日、団交が行なわれた。

席上、会社は、従前の回答額1人平均8,800円を譲らなかった。

カ 4月18日頃、C₁₀は、B₈課長に対し社長又は会社幹部と話したい旨話した。

キ 4月20日、本社において技術関係の会議があり、その際、B₈課長はB₁取締役に対し、C₁₀が社長又は会社幹部と会いたいと言っている旨話した。

ク 4月21日、B₈課長は、C₁₀に対し翌日午前10時に金沢グランドホテルにおいてB₁取締役が会う旨連絡した。

ケ 4月22日、午前11時頃から約1時間にわたり、金沢グランドホテルにおいてB₁取締役とC₁₀は、B₈課長立ち会いのもとに話し会った。

コ 席上、C₁₀が富山工場の存続について尋ねたところ、B₁取締役は、会社は全金を嫌っているし、得意先も全金のやり方を嫌っているので仕事が少なくなる旨話し、地本から脱退するよう説得した。

サ 4月23日、B₁取締役は、富山工場に来て、主任以上の職制及び支部執行委員を集め、会社の生産状況について説明した。

シ 4月30日、団交が行なわれた。

席上、組合と会社は、賃上げについては、1人平均15,000円とする旨の協定書を作成した。

5 地本脱退決議

(1) 地本脱退準備工作

ア 5月20日、午後2時頃から3時半頃にかけてC₁₀は、支部執行委員のA₉（以下「A₉」という。）宅にA₆支部副執行委員長及びA₁₀支部代議員（以下「A₁₀」という。）を集め、B₁取締役と話した内容について説明した後、地本から脱退するのに協力してくれるよう説得した。

イ 6月1日、午後5時半頃から7時頃にかけて、夏季一時金要求と付帯事項の要求についての支部職場委員会が開かれた。

ウ 席上、C₁₀は、春闘を総括しようと提案した後、B₁取締役との会見内容について説明し、翌日地本脱退について支部臨時大会を開くと話した。

(2) 地本脱退決議

ア 6月2日、始業時から正午頃にかけて、富山工場の食堂において支部臨時大会が開かれた。

イ 席上、C₁₀から会社も得意先も全金を嫌っており、地本に加入しておれば会社の将来性もなくなるので、組合をとるか会社をとるか選択するよう提案がなされた。

ウ その後、地本脱退について投票がなされた結果、出席支部組合員約110名中、賛成約85名、反対約25名で、脱退決議が採択された。

エ 同日夜、C₁₀は、東京へ行った。

6 地本脱退決議後の経緯

(1) 地区労との合同会議

ア 6月2日終業後、富山工場内の支部組合事務所において、地本役員、支部執行委員及び福光地区労の役員の三者による合同会議が開かれた。

イ 席上、支部執行委員は地本役員及び福光地区労役員の説得により、地本脱退については当分の間留保し、当面夏季一時金交渉と会社の生産規制に対し取り組む方針を決め、6月4日に支部臨時大会を開いて付議することにした。

ウ 午後10時頃、B₉部長は、合同会議を終えて帰宅しようとしていたA₁福光地区労

議長（以下「A₁地区労議長」という。）を富山工場の2階会議室へ呼んだ。

エ B₂部長は、A₁地区労議長に対し暗に支部を地本から脱退させて欲しい旨話し、さらに地本から脱退する場合は、手切金があるのか尋ねた。

(2) 地本脱退保留決議

ア 6月4日午前中、A₁地区労議長は、C₁₀に会って6月2日の合同会議の結果に基づき支部臨時大金を開くことについて話した。

イ 午後0時30分から3時にかけて、富山工場の食堂において支部臨時大会が開かれた。

ウ その結果、6月2日の合同会議の方針通り承認された。

(3) 地本脱退破棄決議

ア 6月11日、組合は、全金、地本及び支部の三者連名による夏季一時金要求書をB₄富山工場長（以下「B₄工場長」という。）に提出した。

イ その際、B₄工場長は、支部が地本を脱退したと聞いているから三者連名の夏季一時金要求書は受け取れないとして、受領を拒否した。

ウ 6月12日午後3時頃、富山工場の役員室へ地本のA₃執行委員長、A₁₁書記長及びA₇書記次長が、B₄工場長を訪問し、夏季一時金要求書不受理について団交を行なった。

エ 席上、B₄工場長は、支部が地本に加入していることがはっきりすれば、三者連名の夏季一時金要求書を受け取る旨話した。

オ 終業後、地本脱退決議留保について支部臨時大会が開かれた。

カ 投票の結果、地本加入賛成64名、脱退10名、白紙1名で、地本脱退決議が破棄された。

キ その際、C₁₀は、組織に迷惑をかけたとして支部執行委員長を辞任した。

ク 役員改選が行なわれ、A₅が支部執行委員長に選出された。

ケ 7月24日から8月10日にかけて組合は、1時間の時限ストライキ11回と20分間のストライキ1回を行なった。

コ 8月10日、組合と会社は、夏季一時金については1人平均151,000円とする旨の協定書を作成した。

7 新労結成とその後の経緯

(1) 新労結成

ア 6月12日の支部臨時大会以降、主任以下の男子職制約20名と女子約10名が、地本から脱退した。

イ 9月14日終業後、上記脱退者が、富山工場の食堂において、中外電工富山工場労働組合（以下「新労」という。）を結成した。

ウ 執行委員長にはC₁₀が、副執行委員長にはC₈及びC₁₄が、選出された。

(2) 新労との労働協約

ア 9月18日、会社と新労は、労働協約を締結した。その7項には、団交時の定足出席者の賃金カットは行なわない旨の条項があった。

イ 組合が、会社に対し同内容の労働協約の締結を要求したところ、B₄工場長は、新労とは就業時間中に団交を行なわないとして拒否した。

(3) 昭和48年年末一時金交渉をめぐる紛議

ア 11月14日、組合は、午後2時50分から4時50分まで、年末一時金要求のストライキを行なった。

イ その際、A₂（以下「A₂」という。）ら女子組合員数名が数分間職場において労働歌を合唱していたので、B₃富山工場労務部長（以下「B₃部長」という。）は、止めるように言った。

ウ 11月16日、午前10時15分頃から40分にかけてB₃部長は、A₂を呼んで就業規則を遵守していないとして、就業規則の暗記を命じた。

エ A₂は、午後から休暇をとった。

オ 11月14日から21日にかけて会社は、従来毎週1回10分程度行っていた朝礼を、毎日のように約1時間にわたって従業員を起立させたまま行なった。

カ その朝礼においてB₃部長は、労働誓約書を提出しない人は処分する、個人面接を

行なう及びガードマンを入れるなどと発言した。

キ 12月13日、B₄工場長は、守衛のB₉に命じ、就業時間中の個々の組合員の勤務状況を至近距離からフラッシュ写真撮影させた。

第2 判断

組合は、支部が全金加入以来、組合活動が活発化してきたので、会社が全金を嫌悪し破壊するため、全金に加入していれば会社経営があやうくなるというような流言をし、支部執行委員長を懐柔して地本からの脱退を図ったが不成功に終わったので、下級職制を使って第2組合を結成させ、その後、異例にわたる長時間の朝礼を行ない、威圧的に組合攻撃的言辞を繰り返し、さらに就業中の個々の組合員に対して、至近距離からフラッシュ撮影をするなどの嫌がらせを行ない、組合に対する支配介入行為をなしたと主張する。

また、労働協約の締結について、第2組合と差別したと主張する。

会社は、第2組合が結成されたのは、下級職制の自由意思に基づく行動であり、会社は関与していないし、組合に対して支配介入したことはないと主張する。

また、労働協約の締結について、第2組合と差別したことはないと主張する。

以下これについて判断する。

1 地本加入に至るまでの経緯について

(1) 昭和47年7月以前の労働組合の状況と労働条件について

昭和47年7月以前の労使間は、旧労が積極的な組合活動をしなかったために、労働条件について組合員間に不満が高じつつあったものと認められる。

(2) 旧労再建への動きについて

昭和47年7月22日の朝礼におけるB₆工場長の夏季一時金についての話を契機として、従来組合員間に高じつつあった不満が、一挙に組合員をして労働組合活動の必要性を認識させ、旧労再建への動きへ駆り立てたものと認められる。

(3) 会社の夏季一時金対策について

7月23日会社が、B₂部長宅に班長以上の職制を集め、特に旧労執行部に対し、夏季一時金の上積み条件として、組合員の旧労再建への動きを止めさせるよう要請し

た行為は、会社が積極的な組合活動を嫌っていたものと認められる。

(4) 旧労の臨時大会について

7月24日に臨時大会が行なわれた結果、執行部が辞任に追い込まれたのは、会社と執行部の癒着について組合員間に根深い不信感があったこと及び執行部が臨時大会の開催を急いだあまり、組合員に対し事前工作ができていなかったことが、素因となったものと認められる。

また、B₆工場長が、C₁を呼びつけて積極的な組合活動をしないよう言ったことは、明らかに組合活動に対する介入行為に外ならない。

2 地本加入について

(1) 旧労再建大会について

7月24日午前中に開催された臨時大会が、組合員内部からの要求によって開催されたものとは違い、執行部が突然に開催したものであること及び組合員間に会社が臨時大会の開催に関与しているとの臆測があったことから、臨時大会は、終始執行部に対する責任追及にとどまり、役員改選はなされたものの、夏季一時金要求などに対し具体的にどう取り組んでいくかという点については、まったく検討もなく終わった。それがため組合員間には、臨時大会は当日終業後予定していた再建大会を阻止するためになされたとししか映らず、不満がなおいっそう募り、予定通り再建大会を開催することになったものと認められる。

再建大会において、組合員が地本へ加入するに至ったのは、組合員間に夏季一時金要求などについて、具体的にどのような組合活動をすれば良いか不安感があったこと及び会社の支配介入行為が予測されたことから、地本へ加入するに至ったものと認められる。

(2) 一部従業員の動きについて

7月下旬から8月上旬にかけてA₄ら下級職制が、中心となり第2組合を結成しようとし、社長ら会社幹部と会見して第2組合結成について伺ったこと及びその後組合の説得により第2組合結成を断念し、しばらくして地本に加入したことから、彼等の

組合活動に対する認識が、低かったものと認められる。

3 地本脱退決議に至るまでの経緯について

(1) 昭和 47 年夏季一時金交渉の経緯について

地本加入後の初めての夏季一時金交渉において、団交ルールが確立していなかったこと及び会社団交員の不慣れなこともあり、詫び状を作成したこと、あるいは夏季一時金の追加支給額が 1 人平均 35,000 円になったことは、会社をして労働組合の力を十分に認識せしめたものと認められる。

(2) 昭和 47 年年末一時金交渉の経緯について

年末一時金交渉において会社は、夏季一時金交渉の経緯からして、組合の動向を知る必要性を感じたため、B₇部長をして介入行為を行なうに至らしめたものと認められる。

(3) 昭和 48 年春闘の経緯について

会社は、過去の交渉経緯からして組合に対する嫌悪から地本脱退を企図するようになり、その手始めとして春闘交渉中に富山工場の機械設備を移動させ、団交においては、回答額の上積みを拒否し、さらに主任以上の職制及び支部執行員を集め、B₁取締役役異例の生産状況についての説明を行なわせるなどして、組合員に富山工場の存続について不安を与え動揺させたものと認められる。

これら会社の行為が、C₁₀をしてB₁取締役との会見をなさしめ、またB₁取締役の示唆が、C₁₀をして地本脱退工作へと駆り立てたものと認められる。

4 地本脱退決議について

(1) 地本脱退準備工作について

C₁₀が、A₉宅へA₆及びA₁₀を呼び地本脱退工作について話したのは、兩人をして女子組合員の意向を地本脱退へ導びかせようとい図したものと認められる。

(2) 地本脱退決議について

6月2日の支部臨時大会において、地本からの脱退が採択されたのは、C₁₀が組合員間にあった富山工場の存続についての不安感を利用し、脱退を煽ったことによるも

のと認められる。

5 地本脱退決議後の経緯について

(1) 地区労との合同会議について

6月2日終業後に行なわれた合同会議において、支部執行委員が、地本役員及び福光地区労役員の説得を受けて地本脱退について、当分の間留保することを検討したのは、地本脱退の理由が薄弱であったからに外ならない。

また、B₂部長が、A₁地区労議長に対して地本脱退を依頼し、手切金について尋ねたことは、会社が金銭を支払ってでも地本からの脱退を望み、その策動をしていたものと認められる。

(2) 地本脱退保留決議について

6月4日の支部臨時大会において、地本脱退保留決議がなされたのは、組合員が冷静をとりもどし、将来の組合活動についての不安を再認識したためであったものと認められる。

(3) 地本脱退破棄決議について

6月12日の支部臨時大会において、地本脱退破棄決議がなされたのは、6月11日三者連名による夏季一時金要求書の提出をB₄工場長が受領拒否したので、組合員が地本加入の必要性を再認識したためであったものと認められる。

6 新労結成とその後の経緯について

(1) 新労結成について

9月14日に新労が結成されたことについては、下級職制が中心となっていたとしても、地本脱退決議をめぐる経緯からして、直ちに会社の介入行為があったものとは認められない。

(2) 新労との労働協約について

会社が、新労とは就業時間中の団交については賃金カットをしない旨の協約を締結し、組合とは同内容の協約を締結しないことは、たとえ現実に就業時間中の団交を行わない方針であったとしても、差別取扱いになり、またその締結した時期から見て

も、会社对新労に対しての保護育成の意図があったものと認められる。

(3) 昭和 48 年年末一時金交渉をめぐる紛議について

11 月 14 日の A₂らの労働歌合唱は、通常のスツ随伴行為であり、たとえそれが工場内でなされたとしても、その時間が数分間に過ぎなかったこと及び就業中の新労組合員に対する説得もなく、具体的な作業妨害もなかったことなどから、会社は、この程度の行為について放任すべきものであったと認められ、この行為に対し就業規則を遵守していないとして、A₂に対し就業規則の暗記を命じた B₃部長の行為は行きすぎである。

また、製造工場において約 1 時間の朝礼を毎日のように行なう必要性はなく、ことさらに組合員を刺激するような言辞を繰り返したことは、まったく組合員に対する嫌がらせであったと認められる。

さらに 12 月 13 日 B₄工場長が、守衛に命じ個々の組合員の勤務状況を至近距離からフラッシュ撮影させた行為は、組合員に対する嫌がらせであって常識を欠く行為であると認められる。

以上のとおり、B₁取締役、B₂部長、B₃部長及び B₄工場長の行なった行為は、組合の存在を嫌悪し、支部の壊滅を図る目的でなされた労働組合法第 7 条第 3 号に該当する不当労働行為である。

また、会社が、労働協約の締結について、組合と新労を差別したことは、労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為である。

なお、組合は、他に陳謝文の新聞掲載を求めているが、主文の命令で救済を果せるものと判断する。

よって、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条により主文のとおり命令する。

昭和 49 年 10 月 1 日

富山県地方労働委員会

会長 天 富 直 次